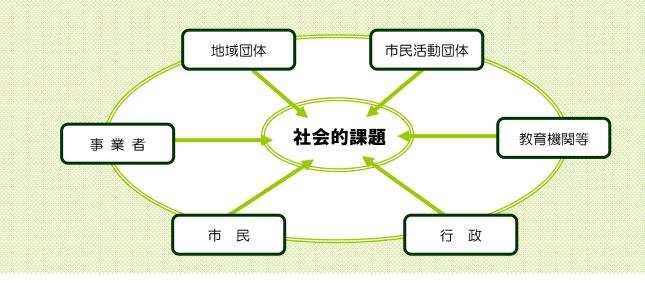
自らが考え、さまざまな立場を認め合い、知恵や力を活かしあう

刈谷市共存・協働のまちづくり 推進基本方針



共存・協働のまちづくりとは

さまざまな市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、そして行政が、 暮らしやすく心の通ったまちにしていくための課題を「自分ごと」ととらえ

お互いを尊重した上で

目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい 「対話」「理解」「共感」を大切にしながら 取り組むことを意味します

共存とは?

年齢・性別・国籍・障害の有無といった一人ひとりの違いや さまざまな考え方・活動・組織の存在を認めあって、多様性を大切にすること

協働とは?

同じ目標を達成しようとする者同士が、 各々の考えや行動の仕方が違っても お互いの特性を活かしあって、協力すること

まちづくりとは?

自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い 生き生きと暮らせるような空間・社会・制度をつくっていくこと

なぜ、共存・協働のまちづくりが必要なの?

豊かな自然環境に恵まれ、産業が盛んな活気あふれるまちとして発展した刈谷市。しかし・・・

- ①子育てや高齢者介護など暮らしの困りごとを担ってきた家族や隣近所の結びつきが弱まってきたため、これからは地域で支えあい、解決していく力が重要になってきました。
- ②地域で多くの課題が生じる中で、さまざまな組織が各々の資源や特性を活かし、協力して課題解決 に取り組むことが必要になってきました。
- ③法的制度を前提とした行政によるサービスだけでは、複雑化・個別化する市民のニーズに対応することが難しくなってきました。市民のニーズに応えるためには、日常生活での課題を把握している地域団体や、多様なニーズに先駆的・柔軟に対応できる市民活動団体などの提案を反映したり、市民自らが担い手となり、行政がそれを応援するという新しい関係づくりが重要になってきました。

こうした社会状況の中で、市民一人ひとりがまちの課題を自分のこととして取り組み、また、さまざまな人や組織がよいまちにしようという目標を共有し、お互いを活かしあって協力していく「共存・協働のまちづくり」が必要になってきたのです。

共存・協働のまちづくりで何をめざすの?

「共存・協働のまちづくり」のために、「市民がより主体的に生きることができるまち」「さまざまな人や組織がつながりあって、市民の力が地域に活きるまち」を実現することで、刈谷市の市民やまちの姿が次のようになっていくことをめざします。

(1)「市民がより主体的に生きることができるまち」にしていくことで…

- (1) まちの課題を「自分ごと」と感じる市民が増える
- ② 地或活動に参加することが、「楽しいこと」になる
- ③ いろいろな市民が、さまざまな形で力を活かせる
- 4) 地域の課題を話し合いで決めていく
- ⑤ 市民が参画し、責任を持つ
- ⑥ 必要なサービスは市民自らが担う
- ⑦ ひとりで悩まず話し合う場がある

(2)「さまざまな人や組織がつながりあい、市民の力が地域に活きるまち」に していくことで…

- ① 活動する人の輪が広がる
- ② 身近な場で時代にあった助けあいが行われる
- ③市民司士の交流により、地域への関心が高まる
- 4 地域の問題解決について話し合える場がある
- ⑤ 経験や力を持ち寄り、市民同士が協働する
- ⑥ 人づくりに腰をすえて取り組んでいる

市民と行政の関係の「これまで」「これから」「将来的な目標」

(1) これまでの関係

市民の暮らしに必要な公共サービスの提供 や、地域の課題を解決する役割は、主に行政が 担ってきました。

市民による主体的な取り組みもありましたが、行政との接点や市民同士の協力はあまりありませんでした。



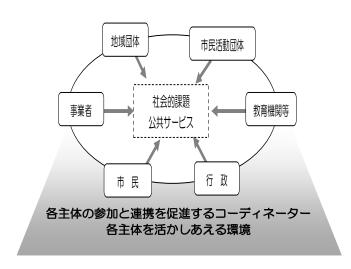


(2) これからの関係

行政によるサービスだけでなく、「市民が地域の課題に自発的・自治的に取り組む」「市民と行政の力を組み合わせると効果が上がることは協力して行う」ことを進めます。

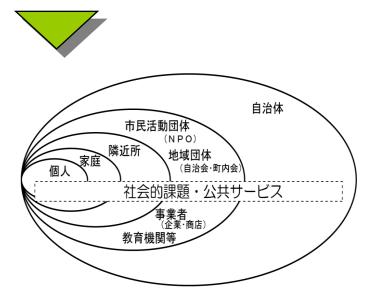
また、地域のさまざまな組織や人々が協力・連携できる関係をつくります。

まちづくりの多くの権限が行政に付託されているという現状から転換していくために、行政が率先して自らの意識改革を図り、市民の提案や事業推進を支援します。



(3) 将来的な目標としてめざす関係

「市民が主役となり、必要なことは自分たちでつくり出していく(自助、互助・共助)」ことを基本とし、個人や地域などでできないことは行政が補完していく(公助)という、市民主体のまちづくりを実現します。



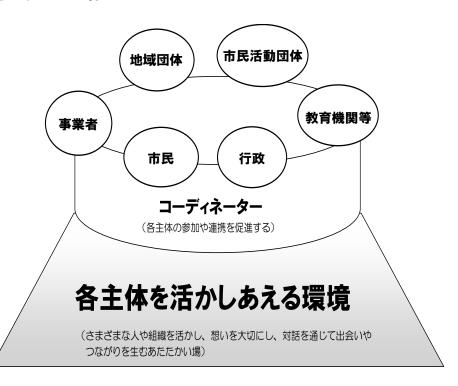
誰が、どのように取り組むの?

(1)「共存・協働のまちづくり」に取り組むのは誰?

右図のようにさまざまな人々 や組織が主体的に行動し、各々 の知恵や経験を活かしてまちづ くりに貢献することが期待され ます。

お互いが各主体の特性や能力 を認めあい連携することで、自 分だけではできない相乗効果を 持ったまちづくりを進めます。

そのために、各々が持つ経験 や資源を相互に活用できるよう にするための情報共有などの 「環境の構築」と、効果的なつな がりを促進する「調整役(コーディネーター)」の育成に取り組み ます。



(2)「共存・協働のまちづくり」をどのように取り組むの?

全ての人や組織に求められる姿勢

- ① 主体的・自立的・自発的に考え、行動する
- ② お互いの存在・個性・組織文化を理解・尊重し、お互いのよさや能力を活かしあう
- ③ お互いの弱点を補いあうとともに、まちづくりに貢献できる存在となるために、自ら成長や改善に努める
- ④ 市民やまちをよくする活動となるために、 お互いが納得するまで話し合って、共有で きる目標を立てる
- ⑤ 対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を 構築する

それぞれの主体に求められる姿勢

市民:課題を「自分ごと」ととらえ、できることから自発的に取り組んでいく

地域団体:住民自治の核として、多様な住民の参加と力を活かした運営を行う

市民活動団体:情報発信を積極的に行い、他団体と連携してまちづくり活動を行う

事業者:地域と協力しながら、自らの資源を活かしたまちづくり活動を進める

教育機関等:地域資源や専門性を活かして、ま ちづくり活動へ還元していく

行政:自律的なまちづくりが発展するための 環境整備を行う

共存・協働のまちづくりの進め方

(1) 大切にしたい「共存・協働のココロ」

「共存・協働のまちづくり」を進めていくための具体的な方策や環境整備の土台となるのは、「共存・協働のココロ」です。「共存・協働のココロ」をはぐくむ5つのキーワードを大切にし、まちをより良くしたいという想いを分かちあい、さまざまな人や組織のまちづくりへの参加を促します。

①ひと

「ひと」を大切に思いあい、 一人ひとりの存在と力を活か しあいます

(2)想(1

一人ひとりの「まちをよくし たい」という想いを大切にし ます

5場

ひとを活かし、想いを大切に し、対話を通じてつながりを生 むあたたかい場をつくります

3対話

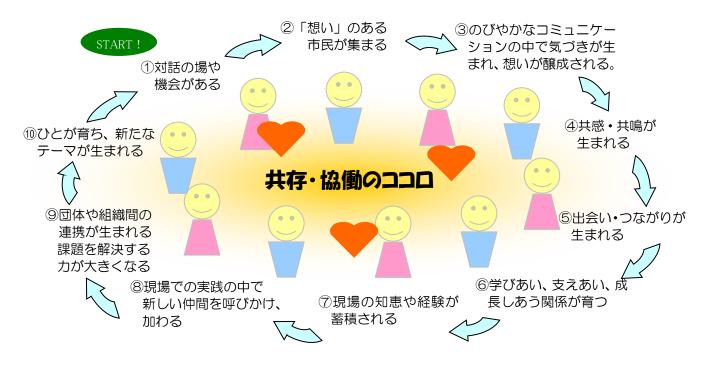
ココロで語ることで、理解・ 共感が生まれ、お互いを活か しあう関係をはぐくみます

4つながり

出会いを大切にし、つながり を育てることからまちづくり の可能性をひらきます

(2)「共存・協働のまちづくり」がはぐくまれる循環

「共存・協働のまちづくり」を育てるための即効策はありません。「共存・協働のココロ」を持って対話を始めることから、さまざまな立場の人や組織の理解が生まれ、想いの分かちあい・学びあい・助けあいへと発展し、新たな仲間・知恵・資源が集まってくる・・・といった循環の中で各々の力や協力関係が熟成し、大きなまちづくりの力となっていきます。



共存・協働のまちづくりを支援する6つの重点課題

各支援策を個別バラバラに行うのではなく、仲間・知恵・資源が集まり、必要なところへつながっていく相乗効果をめざし、各主体が協働して共存・協働のまちづくりを進めます。

1 人材育成

多くの市民が参加し、交流し、 育ちあう循環をつくる

- (1)「自分ごと」として「まち」に参加する「ココロ」の育成
- (2) まちづくり活動への多様な市民の参加の促進
- (3) 市民による課題解決活動の創出と発展への 支援
- (4) 共存・協働コーディネーターの育成

2 情報

生きた情報がめぐり、参加と知恵を 生み出す仕組みをつくる

- (1) 課題解決に役立つ情報の発信・蓄積・循環
- (2) 共感・参加につながる情報の発信
- (3) 必要な情報が必要な人へ行き交う仕組みづくり
- (4) 広く市民に届くインパクトある情報発信

相乗効果を

生む支援第

4 財政支援

共感が広がり、解決する力を 育てる財政支援をつくる

3 場所

ひとが集い、活動やつながりが 生まれる場をつくる

- (1) 出会い・活動が生まれるコーディネー ト機能の充実
- (2) 拠点間連携によるコーディネート機能 の向上
- (3) 利用者などの声を反映した施設の充実
- (4) 地域の身近な施設や場の活用

共存・協働の

מככ

- (1)発達段階などに応じた財政支援
- (2) 活動・共感・技能の向上につながる財政支援
- (3) みんなで支え、見守り、応援できる財政支援
- (4) 行政の特性を活かした多様な財政支援
- (5) 既存の財政支援の枠組みの整理

各主体が

協働で推進

5 行政サービスへの市民参画 市民の力と施策の連動を 生み出す仕組みをつくる

- (1) 行政サービスへの市民参画促進の方針の明確化
- (2) 地域課題に取り組む協働事業の仕組みづくり
- (3) 市民が参画しやすい環境・機会づくり
- (4) 市職員の共存・協働への意識・技能の向上
- (5) 共存・協働のまちづくりの検証・改善の仕組み

6 団体同士・異なる主体との交流・協力 まちづくりの可能性を広げていくため のつながりをつくる

- (1) 異なる組織が出会い、協働をはぐくむ機会づくり
- (2) テーマの共有と協働の促進
- (3) 同種テーマの団体間のネットワークづくり
- (4) 協働のノウハウの蓄積と発信

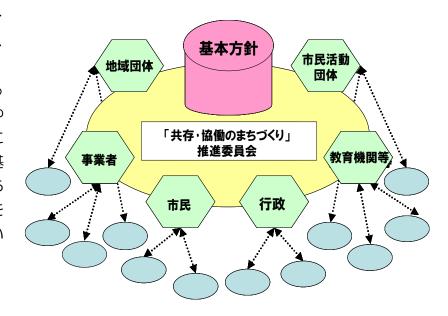
基本方針の本編には、支援策を推進する上で、各主体にどんなことが期待されているかを記載しています。

どんな体制で推進するの?

(1) 市民主体の「共存・協働のまちづくり」推進委員会を設置します。

各主体の関係者を委員とした「共存・ 協働のまちづくり」推進委員会(以下、 推進委員会)を設置します。

推進委員会では、各主体が軸になって行っているまちづくり活動の状況や 共存・協働の推進に関する必要事項に ついて対等な立場で話し合います。基 本方針に掲げた取り組みや新たなまち づくりの課題について、お互いの力を 活かしあって、改善や方策を進めてい きます。



(2) 市民への理解・参加の促進

「共存・協働のまちづくり」の第一歩は、「まちづくり活動の存在を知ること」です。

市民のみなさんが、自治会・ボランティア団体・社会貢献活動を行っている企業などの存在に気づき、また実際にそうした活動に楽しみながら参加できるような仕組みを検討します。

また、ホームページや広報紙など、さまざまな媒体を活用すると共に、地域のつながりや団体間のネットワークといった市民間のコミュニケーションを活かし、「共存・協働のまちづくり」の理解を広めます。

(3)行政における進め方と体制

- ①基本方針に基づいて、行政としての共存・協働についての基本理念、各主体の役割と主体間の関係や、 行政の施策について定めた「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」を制定します。
- ②各関係部署がそれぞれ自律的に協働を進めることができるよう、(各部署にわたる横断的な)共存・協働のまちづくり推進組織を設置し、「共存・協働のまちづくり」の積極的な展開をめざします。
- ③行政が策定する他の計画においても、共存·協働の意識が盛り込まれるよう各部署へ働きかけます。

問合せ先 刈谷市役所 市民活動部 市民協働課 協働推進係

電 話 0566-95-0002

FAX 0566-27-9652

電子メール kyodo@city.kariya.lg.jp

刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針 策定の流れ

この基本方針は、「市民との共存・協働推進検討委員会」と、「市民ワーキング会議」という2つの組織を設置し、行政のみが方針の内容を検討するのではなく、市民の協働に対する想いや考えが内容に活かされるよう心がけました。同時に、共存・協働のまちづくりをたくさんの人たちに「自分ごと」として感じていただくため、市民活動団体へのアンケート調査や市民フォーラムを開催し、市民のみなさんの生の声・現場の経験が内容に反映されるよう、内容を検討して策定しました。

市民との共存・協働推進検討委員会

- 〇平成 19 年 11 月設置(全 11 回)
- 〇委員:10人(学識経験者、地域団体代表者、市 民活動団体代表者、公募市民)
- ○「刈谷市がめざすまちづくりのために課題となることは何か」など、各々の専門性・経験を活かして、方針の内容を検討

市民ワーキング会議 「想い編」「エンジン編」

- 〇想い編: 平成 20 年 1 月設置(全 4 回)
- 〇エンジン編: 平成 20 年 4 月設置(全 5 回)
- 〇メンバー:一般公募市民
- ○生活者の視点で、共存・協働のまちづくりに向けた想いや、その想いを実現するための仕組みを話し合い、基本方針に反映

刈谷市

各所でいただいた意見・提案を踏まえ、市役所内の各部署と連携・調整しながら、基本方針を検討。

市民活動団体調査

- 〇平成 20 年 1 月実施
- 〇市内を中心に活動している市民活動団体 210 団体へ配付(回収 133 団体)
- ○「共存・協働のまちづくりの考え」「協働で取り 組むテーマ」「推進に必要な方策」などを書面 アンケートで実施

市民フォーラム 「わがまちのしゃべり場」

- 〇平成 20 年 6 月 1 日開催(市役所大会議室)
- 〇参加者 123 人
- ○「まちの課題を『自分ごと』として話し合う場を 持とう」と、地域の課題について想いを語り合 い、市民が主役のまちづくりの在り方を考察

<共存·協働のまちづくり推進基本方針 策定のあゆみ>

- 19年10月 検討委員会 公募
 - 11月 第1回検討委員会
 - 12月 第2回検討委員会

市民ワーキング会議 想い編 公募

- 20年1月 市民活動団体アンケート実施
 - 第3回検討委員会

第1回市民ワーキング会議 想い編

- 2月 第4回検討委員会
 - 第2回市民ワーキング会議 想い編
 - 第3回市民ワーキング会議 想い編
- 3月 第5回検討委員会

第4回市民ワーキング会議 想い編

市民ワーキング会議エンジン編 公募

4月 第6回検討委員会

- 4月 第1回市民ワーキング会議 エンジン編
- 5月 第7回検討委員会

第2回市民ワーキング会議 エンジン編

第3回市民ワーキング会議 エンジン編

6月 市民フォーラム「わがまちのしゃべり場」 第8回検討委員会

第4回市民ワーキング会議 エンジン編

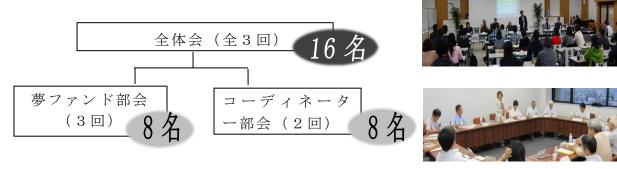
7月 第9回検討委員会

第5回市民ワーキング会議 エンジン編

- 9月 第10回検討委員会
- 10月 パブリックコメント意見募集
- 11月 第11回検討委員会
- 21年2月 基本方針策定
 - 4月 共存・協働のまちづくり推進条例制定

刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会の運営体制

1 委員会の構成



2 委員会の主な検討内容

(1)全体会

- ①刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針に基づいた各種施策の検討
- ②各部会での検討内容の全体共有及び方向性の決定

共存・協働のまちづくり推進基本方針に基づいた各種施策の進捗管理や各部会で検討した協議内容の全体共有などを行う。

(2) 夢ファンド部会

- ①かりや夢ファンドの活用拡大に関する検討
- ②かりや夢ファンドの各補助金の書類審査及び公開審査

かりや夢ファンドの活用の拡大に向けた検討を行うとともに、申請に伴う書類 確認や公開審査会を行い、適正に補助金が交付されるよう審査する。

(3) コーディネーター部会

①まちづくりコーディネーターをはじめとした市民活動を行う人の支援に関する 検討

刈谷のまちをよくするためのお世話役である「まちづくりコーディネーター」 をはじめとした市民活動を行う人の支援について検討する。

かりや夢ファンド



あなたの活動を応援します!!

活動の中国を広げる

まちづくり活動支援事業補助金



地域で何か子どもたち にしてあげられること はないかしら...

補助率 1 / 2 上限 2 0 万 円

補助金申請額が5万円以下の場合 書類審査のみ!

組織体制を整える

NPO法人設立支援事業補助金



そろそろ担い手 づくりや役割分担を 考えたいな...

補助率2/3 上限10万円

募集期間:令和4年7月15日(金)~令和4年9月30日(金)

活動 スキルを高める



まちづくりびと支援事業補助金



自分の活動を伸ばす 勉強がしたいな...

補助率9/10 上限1万円(国内研修) 5万円(海外研修)

募集期間:令和4年4月1日(金)~令和5年3月31日(金)

各種補助金については、下記にお問合せいただくか、市ホームページから募集要項をチェック!

【お問合せ】 刈谷市役所 市民協働課 〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

TEL 0566-95-0002 FAX 0566-27-9652 E-mail kyodo@city.kariya.lg.jp 刈谷市民ボランティア活動センター 〒448-0842 刈谷市東陽町1-32-2 TEL 0566-62-8231 FAX 0566-62-8232 E-mail kcv109box@katch.ne.jp





各種補助メニュー

区分	まちづくり活動支援事業	NPO法人設立支援事業	まちづくりびと支援事業
内容	刈谷市内で市民団体などが自 主的に行う公益的なまちづく り活動を支援	刈谷市内でまちづくり活動を行う NPO法人の立上げを支援を支援	まちづくりに取り組む人た ちが自主的に参加する研修 などの受講を支援
補助対象	次の要件を全て満たす事業 1 市民団体が自ら主体的に 実施する事業 2 広く刈谷市民が参加でき る公益的な事業 3 刈谷市の地域文化、人材 等地域資源の活用を図る事業 4 独創性または先駆性があ る事業 5 発展性または継続性が見 込まれる事業 6 他の市民団体と協働して 行うことが見込まれる事業	次の要件を全て満たす団体 1 刈谷市内に事務所または活動拠点を持ち、主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 2 令和2年度から令和4年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 3 令和4年度から令和5年度までにNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(※所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)	次の要件のいずれかを満たす人 1 市内在住、在勤または在学の人 2 市内で公益的な活動を自主的に行い、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体に所属する人
対象経費	令和5年度中に生じる謝礼金、 旅費、消耗品費、食糧費、印 刷製本費、通信費、保険料、 使用料及び賃借料、備品購入 費など	令和5年度中に生じる設立手続に必要な経費、事務所または活動拠点の賃借料・光熱水費・通信運搬費、継続的な運営に直接必要な備品購入費・消耗品費、周知のため必要な印刷製本費 (※申請1回目に限り、令和4年度中に生じる対象経費を加算可能)	令和4年度中に受講する講習会、セミナー、大学の公開講座、先進都市調査に必要な経費のうち、往復の交通費、研修受講料、研修資料代
審査方法	公開審査会で、助成団体を決定。 <u>ただし、補助金申請額が5万円以下の場合、書類審査を経て補助を決定</u>	公開審査会で助成団体を決定	書類審査を経て補助を決定



活動団体の声 くかりや夢ファンドレポート>

かりや夢ファンドレポートは、かりや夢ファンドを活用して、どういった事業を実施したのか、どんな効果が生まれたのか等をレポートにしたものです。

レポートから 団体の声を 一部抜粋 小学生の職業体験イベントを開催し、体験を通じて主体的に 役割を果たすことの大切さを学ぶ場を提供できた!

地元で朝市を始め、地域のみんなが交流できる場として定着 してきた! レポートの詳細は市ホーム ページをチェック! ↓





かりや夢ファンドへの寄附

~ あなたの想いが 刈谷のまちづくりにつながります ~

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。

あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も 1万円を寄附します。 皆さんの ご寄附を お待ちして います♪



参加者が 増えないなあ・・・ いろんな団体に協力 してもらいたいんだけど

···・そんな時

みんなの参加と協力を広げるお手伝いします!

まちづくりコーディネーター



に来てもらおう!

現場に来て こんな協力を してくれます



地区の夏まつりで、多世代が楽しめる工夫を 考えてみたい。はて、どうしよう?

気軽にアイディアを出せるような 楽しい会議の運営をお手伝いします!

ボランティア活動がどうもマンネリ化しています。 活性化できるよい方法はないでしょうか。



活動の参考になりそうな団体を紹介します。ヒントを得るため、訪問・交流してみませんか。



地域の学校や企業を巻き込んだイベントを考えていますが、どこにどんな風に、声をかけていくといいか、わからない。

協力内容や呼びかけ先を整理するお手伝いが可能。お願いの段取りも、一緒に進め方を考えましょう。

刈谷市 市民協働課

まちづくりコーディネーター 依頼してからお手伝いに来てもらうまでの流れ

「課題を何とかしたい」 と思ったら………

どんな点に困っているか、 どんな風にしたいのか。 少し考えを整理してみて ください。

また、活動している方は、 このパンフレットをお仲間に紹介して、お手伝いしてほしいことを相談して みてはいかが?

その1 申込み

右記の申込用紙、または お電話で事務局(市民協働 課)まで、まちづくりコー ディネーターの紹介を希望 する旨をご連絡ください。

その2 事前確認

事務局とお話しながら、コーディネーターに依頼する内容を確認します。依頼内容や希望する事項を踏まえて、事務局が登録者の中から、コーディネーターを選び、お声がけします。



まちづくりコーディネーター登録者の経験や得意なこと等の情報は、刈谷市ホームページでご覧になれます。 依頼の際の参考にしてください。 通常、1件の依頼に対して、 コーディネーターが原則2 人1組で対応します。

まちづくりコーディネーターって、どんな人なの?

- ●まちづくりコーディネーターは、刈谷の市民誰もがいきいきと輝いて暮らせるまちにしていくための お世話役です。
- ●よい地域をつくっていくためには、人任せにせず「自分ごと」と考えて参加・行動していく人が増えること、また、地域の色々な組織が協力し知恵や力を活かし合って取り組んでいくことが大切です。このような「共存・協働のまちづくり」のために、親身になって一緒に考え、お手伝い役をしてくれる人がいるとより活動が広がっていくはず…。この考えの元に、刈谷市では、皆さんの地域での取り組みを応援していくために、「まちづくりコーディネーター」の登録制度をつくりました。

まちづくりコーディネーターは、刈谷市に在住・在勤・在学・在活(活動されている)の方で、 以下のいずれかの経験等がある方に登録していただいています。

地域活動・市民活動を2年以上にわたって推進してきた方

地域の役員等を経験した人 まちづくりの活性化等の活動に取り組んでいる人 ボランティア活動・NPOのメンバー等

仕事として、コーディネート業務を 2年以上行っている方 市民ボランティア活動を推進する仕事をしている人 企業の社会貢献部署や、教育機関でのボランティア 教育を担当している人等

つなぎの学び舎・実践編の修了者「認定つなぎびと」

つなぎの学び舎で、まちづくりに必要な心構えや、活動 プランづくり、対話の場の企画・運営、相談対応等を実 践的に学んだ人(つなぎの学び舎は、刈谷市が主催する 講座で、基礎編・実践編の講座を行っています。)

まずは、市民協働課まで 気軽にお問合せください。 離 0566-95-0002

その3 プラン作成

依頼者と面談を行い、詳細内容についての打合せをします。その中で、どのようなお手伝いを行うか、活動プランとスケジュールをつくります。

その4 活動実施

依頼者とまちづくりコーディネーターで力を合わせ、 いろいろな人の協力を得な がら、目的達成のための活 動をします。

その5 振り返り

依頼者、事務局、まちづくり コーディネーターで、活動の 成果を確認します。



例えば、こんなまちづくりをお手伝いします

- ●川掃除を地域の役員以外の人や子どもたちと一緒に取り組みたい
- ●公民館行事に、現役世代の人にもっと来てもらえるようにしたい。
- ●定年後、何か地域で活動できたらと友人と話し合っているところです。
- ●福祉 NPO で、利用者さんと防災訓練する時の協力者を探しています。

Q&A

Q1 この制度は、誰でも申し込めますか。

刈谷市に在住・在勤・在学・在活 (活動している)の方ならば、お申込み可能です。ただし、まちづくりコーディネーターは、困りごとを依頼者に代わって何でも解決する役割ではありません。解決のためにできることを取り組んでいきたいという人や団体を応援する仕組みです。 依頼内容によっては、応じられないこともありますので、ご了承いただければ幸いです。

Q2 どこまでお手伝いを頼むことができるのかな?

P.3の「その3 プラン作成」の際に具体的になりますが、単発のお手伝いも連続的なものも可能です。しかし、ずっと継続的に関わるのではなく、皆さんが取り組んでいくことが、参加や協力を得やすくなるようなきっかけづくりのお手伝いをするのが制度の趣旨です。多くても3回程度で一つの区切りがつくようなプランを考えることになるとイメージしてください。

Q3 お手伝いただく際、費用は必要ですか?

費用負担については、交通費や備品等、必要経費の負担をお願いします(2人1組で活動するため、2人分の費用を計上してください)。

謝金については、依頼する内容によります。面談やプラン作成の際に、個別に相談にのらせていただきます。高額の謝金が必要になることはありません。

事務局(お問合せ・申込先)

刈谷市役所 市民協働課

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1 【E-mail】kyodo@city,kariya,lg,jp

まちづくりコーディネーター派遣依頼申込書

_								年月日		牛	月	Н
依頼者氏名		(ふりがな)					所	属				
		氏 名					団	体等				
		住所 〒										
連絡先	k				_				T			
		電話			FAX				E-mail			
	名称											
	内容											
	1.144											
会												
会議・イベント												
イベン	経緯											
١	٤											
	課題											
	目標											
ZH Hal		D=*+.\.		* // -		- ^3 /_		W /				,
役割		口議事進行)
日時		年	月	日			時	分	~			
		年	月	日	()		時	分				
場所												
事前打合せ 希望日		第一希望日時		月	日()	時					
		第二希望日時		月 -	日()	時					
		第三希望日時	寺: 	月	日()	時	÷ 5.	場所:			
その他												

令和 4 年度の共存・協働のまちづくり推進委員会の協議テーマについて

【経緯】 昨年度の委員会で、「基本方針にある6本柱の施策が、どこまで進んだか総合的な視点で検証し、今後を展望してみては」という議論がされました。

6本柱は下記の内容です。また、基本方針第2章では、各施策が個別的ではなく、下図右側の3点を踏まえ相乗効果を生み出していくことが重要と書かれています。

1	人材育成	多くの市民が参加し、交流し、育ちあ
		う循環をつくる
2	情報	生きた情報がめぐり、参加と知恵を生
	N+GI	み出す仕組みをつくる
3	場所	ひとが集い、活動やつながりが生まれ
		る場をつくる
4	財政支援	共感が広がり、解決する力を育てる財
		政支援をつくる
5	行政サービスへの市民	市民の力と施策の連動を生み出す仕組
	参画	みをつくる
6	団体同士・異なる主体	まちづくりの可能性を広げていくため
	との交流・協働	のつながりをつくる

共存・協働のココロ を育むこと

相乗効果を生み出す こと

協働して推進する こと



今年度委員会の協議「3つの場(事業)の次の<u>一歩を考える」</u>

上記の観点から、刈谷市の特徴的な3つの事業について、現事業がどんな成果を生まれてきてどのような課題があるか。また、SDGs 時代において、より多様な人々・組織と一緒に取り組んでいくために、どんな方向性を目指すとよいのかを議論する。

- ・しゃべり場=まちの課題を自分ごととして語り合える市民がふえることを目指す井戸端会議
- ・まつり場 = 特定のテーマについて市民団体等と行政が対話し、協働できる取組みを見出す意見交換
- · **つむぎ場** = 異なる主体が出会い、つながりが生まれることを目指して交流するイベント

●次の一歩の発想を広げる協議のイメージ

1 人材	2 情報	3 場	4 財政支援	5 施策参画	6 交流協働
しゃべり場		地域開催	夢ファンド 現場を訪問 → て語り合う		
	◆ 市が行う啓発事 カイゼンを話し			まつり場	SDGs 施策を 多様な主体で 話し合う
今年は若者の活 来年はがんばる 点テーマを設け	シニア等の重		のむぎ場で活動 R し、会場賞(賞 ◆ ま)を提供		つむぎ場

今年度のスケジュールについて

開催日程	開催内容(案)
第1回推進委員会 5月20日(金) 10時~11時30分	(1)委員の役割確認(2)基本方針の6本柱について(3)年間スケジュール確認
第1回夢ファンド部会6月22日(水)13時30分~15時	かりや夢ファンド補助金に関する検討
第1回コーディネーター部会8月17日 (水)10時~11時30分	まちづくりコーディネーターをはじめとした市 民活動を行う人の支援に関する検討
第2回推進委員会 10月26日(水) 10時~11時30分	(1)第1回コーディネーター部会の協議報告 (2)第1回夢ファンド部会の協議報告
第2回夢ファンド部会 11月11日(金) 10時~12時	かりや夢ファンド補助金書類審査 ※時間は申請件数により変更する可能性あり
第3回夢ファンド部会【公開審査会】令和5年1月14日(土)	かりや夢ファンド補助金公開審査
第2回コーディネーター部会令和5年1月26日(木)10時~11時30分	まちづくりコーディネーターをはじめとした市 民活動を行う人の支援に関する検討
第3回推進委員会 令和5年3月22日(水) 15時~16時30分	(1)第2回コーディネーター部会の協議報告(2)かりや夢ファンド補助金審査結果の報告(3)市民協働事業実施報告